

債権の放棄について（経済戦略局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
旭硝子株式会社
- 2 債権の内容 大阪市企業・大学等立地促進助成制度に基づく助成金の返還
に係る加算金債権
- 3 放棄する債権の額 金462,168,059円
- 4 放棄の理由 助成対象事業の廃止の経緯について債務者の責めに帰するこ
とができない事由が含まれていること、事業の廃止までの間
に助成の目的が一定の程度達成されたこと等により、やむを
得ない事情があると認められるため

平成27年5月22日提出

大阪市長 橋下徹

説明

旭硝子株式会社に対する大阪市企業・大学等立地促進助成制度に基づく助成金の返還に係る加
算金債権を放棄するため、この案を提出する次第である。